解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
岡山市北区伊福町一丁目一〇番二五号
学校法人セントポーリア
清算人　津島　伸章

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月十七日長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏三三五二番地一
山ノ内町土地開発公社
清算人　竹節　義孝

解散公告（第三回）

当組合は平成二十六年三月二十五日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字神田二番地一
阿久比卯坂南部土地区画整理組合
代表清算人　渡邊　章次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県遠田郡涌谷町字新町五五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　石川　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
事務所宮城県大崎市古川福沼一丁目二二番八号
相続財産管理人　弁護士　佐藤　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市堀米町三五八五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小竹　友一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
栃木県足利市田中町九〇七番地五リッツタワー五階　皐月法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荘司　円香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三番地一、最後の住所東京都世田谷区粕谷二丁目二三番一号区立芦花ホーム
被相続人　亡　白土　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
東京都千代田区六番町六番地二〇グランメゾン六番町九〇一号室安田・遠藤法律事務所　相続財産管理人弁護士　遠藤由美子
（登録姓　安田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区高輪三丁目一九番地、最後の住所東京都杉並区井草四丁目一六番二〇―二〇三号
被相続人　亡　今井みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
事務所東京都港区虎ノ門一丁目一番三号磯村ビル五階東京エクセル法律事務所
相続財産管理人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区荒川八丁目七番地、最後の住所不詳
被相続人　亡　小路　春江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
事務所東京都港区南青山五丁目一一番一五号H&M南青山WEST四〇二号室古屋総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古屋有実子
（登録氏名　古屋ゆみ子）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区目黒四丁目八番、最後の住所東京都目黒区目黒四丁目八番一号
被相続人　亡　小池よ志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齋藤　浩貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区上溝二五一六番地一、最後の住所神奈川県相模原市中央区上溝二五一六番地一　レヴィールファミリア上溝五〇八
被相続人　亡　齋藤　猛宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
事務所　神奈川県相模原市中央区相模原一―二―一七　クリスタルサガミハラ七階　橋本総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　前場　俊文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区下之一色町字戌亥島四番地、最後の住所不明
被相続人　亡　犬飼杉太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
名古屋市中区丸の内三丁目七番二六号ACビル五階
相続財産管理人弁護士　西川　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市塩江町上西甲六六三番地、最後の住所大阪府門真市中町三番二号
被相続人　亡　髙木　和吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十二日
大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　密　克行

第29期決算公告

平成26年3月28日　岩手県北上市北工業団地3番17号
岩手スリーエム株式会社
代表取締役社長　太野　公人

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び資本の部	
流動資産	4,342	流動負債	5,719
固定資産	2,077	固定負債	27
有形固定資産	1,994	負債合計	5,747
無形固定資産	0	株主資本	671
投資その他の資産	81	資本金	300
		資本剰余金	371
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	296
		（うち当期純利益）	(229)
		純資産合計	671
資産合計	6,419	負債・純資産合計	6,419